

第20回岩手県高等学校書道作品コンクール《作品募集規定》

- 〔趣 旨〕 岩手書道協会は、発足以来半世紀以上にわたり書美の追求と県書道文化の普及発展に資することを目標として活動し、「書道文化の先進県・岩手」の核としての役割を担ってきました。この度第76回岩手書道協会展にあたり、書道文化の更なる発展・拡充を期し、関係各位の協力をいただき第20回展となる「岩手県高等学校書道作品コンクール」を開催いたします。
- 〔主 催〕 岩手書道協会
- 〔後 援〕 岩手県・岩手県教育委員会・岩手県高等学校文化連盟・岩手県高等学校教育研究会書道部会・(公財)岩手県文化振興事業団・(社)岩手県芸術文化協会・岩手日報社・朝日新聞盛岡総局・毎日新聞盛岡支局・読売新聞盛岡支局・産経新聞盛岡支局・盛岡タイムス社・岩手日日新聞社・NHK盛岡放送局・IBC岩手放送・テレビ岩手・岩手めんこいテレビ・岩手朝日テレビ(申請中)
- 〔会 期〕 令和4年7月3日(日)～7月6日(水) 10時～17時 ※最終日は12時まで
- 〔会 場〕 岩手県民会館第1・2展示室
- 〔出品資格〕 岩手県内の高等学校(専修学校等も含む)に在籍する生徒とする。
- 〔作品内容〕 書体・内容、臨書・創作を問わず自由とする。
- 〔出品点数〕 一人1点とし、未発表作品に限る。
- 〔作品形式〕 書き下ろしで、用紙は原則、画仙紙半切1枚仕立てとする。
・仮名作品など、作品が半切より小さなサイズになる場合は、白色の半切サイズの画仙紙を台紙とし、作品を糊で仮止めして出品すること。(糊は後で剥がしやすいよう、でんぷん糊を使用すること)
・1枚仕立てとしない場合は、表具代を別途請求する。(表具代は作品によって一律ではない)
形式は縦形式のみとする。但し、仮名の細字作品のみ横形式も可とする。
篆刻作品は印影のみ1顆とし、半紙サイズの用紙に押印する。
- 〔展 示〕 出品作品は主催者が軸装をして展示する。
- 〔審 査〕 審査日 令和4年6月3日(金)に審査を行い、優秀な作品には賞を与え表彰する。
審査員 岩手書道協会役員
- 〔褒 賞〕 岩手県知事賞 岩手県教育委員会教育長賞 協会会長賞(若干名) 奨励賞(若干名)
- 〔参加費〕 3,000円(展示等の諸経費)
※参加費は作品とともに直接搬入時に納入するか、郵便振替とする。
郵便振替口座 名義:岩手書道協会 02360-1-8770
- 〔作品搬入〕 作品締め切り 令和4年5月20日(金) 書き下ろしそのまま提出をする。(期日厳守)

※作品とともに出品申込書（切り取らないで）を、作品ごとにオモテ左上にクリップでとめる。

※作品とともに出品一覧表を提出する。

※出品申込書と出品一覧表の様式は、本協会のwebサイト (<http://iwatesyodou.com/format.html>) からダウンロードして使用し、以下まで提出（送信）する。

作品・出品一覧表の提出先

〒028-6302 九戸郡軽米町軽米 9-34-1 軽米高校内 兼平爵臣 宛 (Tel0195-46-2320)

出品申込書・出品一覧表の電子データの送信先

ptf28-shimizu-d@iwate-ed.jp 盛岡商業高校内 清水大輔 宛

〔作品搬出〕 令和4年7月6日（水） 12時30分～15時

※出品団体が搬出するものとする。搬出時間は事前に希望調査をした上で、こちらから指定する。

※搬出しない場合の作品について、主催者は責任を負わない。

※搬入、搬出に関わる経費は出品者が負担する。

〔表彰式〕 令和4年7月9日（土） 14時～15時

会場：サンセール盛岡 〒020-0883 盛岡市志家町 1-10 TEL 019-651-3322

〔問合せ先〕 高校コンクール担当 清水大輔（盛岡商業高校 Tel019-636-1027）

《参考資料》 著作権に係る注意事項について（重要）

文化庁によれば、「『ある詩人が書いた詩を書にして、展覧会に出品した場合』は著作権の問題が生じます。詩を書にすることは著作物の複製に該当しますので、著作権者の了解を得る必要があります。個人的に著作物を利用する場合、例えば書道の練習のために他人の著作物を書く（複製）ことは問題ありません。しかしこの場合は、展覧会に出品するためですので、著作権の侵害と考えられます。』

著作権の存続期間（保護期間）の始まりは、その著作物が作成された時点です。終わりは、著作権法第51条に、「作者の死後七十年」と書かれています。共同著作物については、最後に亡くなった作者の死後七十年となります。

我が国では、著作権は特許権などと異なり、権利の取得にあたって登録の必要はなく、著作物を創作した時に自動的に権利が発生します。「著作権」を簡単にいうと、著作物を利用しようとする人に、著作権者が利用を認めたり（許諾）、禁止したりできる権利です。したがって、著作物を利用する際には著作権者の許諾を得る必要があります。

流行歌や教科書に紹介されている詩文や語句を安易に使用して展覧会やコンクールに出品することは、訴訟の危険が伴いますので絶対にやめてください。書作品の題材となる詩人・歌人等の詳細をきちんと確認し、必要に応じて下記の機関等から「著作権許諾申請」の手続きをして、著作権者の許諾を得た上で出品してください。

<その他>

※使用する詩歌の作家が没後70年を経過している場合でも、「作品の中か題名」に作家名をきちんと明記し、詩歌の文章表現を勝手に変更（仮名遣いや変体仮名、旧字体等）したり、文節を途中で切ったりつなぎ合わせる等の表現変更をすることは絶対にしないでください。名誉毀損の対象になりかねません。

※詩の一つの「連」だけをそのまま使用する場合は可能ですが、その詩の全文を作品の傍に提示する必要があります。

社団法人日本文藝家協会

〒102-8559東京都千代田区紀尾井町3-23文藝春秋ビル新館 Tel. 03-3265-9657

有限責任中間法人 学術著作権協会

〒107-0052東京都港区赤坂9-6-41 Tel. 03-3475-5618

社団法人 日本音楽著作権協会

〒151-8540東京都渋谷区上原3-6-12 Tel. 03-3481-2121

社団法人 日本雑誌協会

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台1-7 Tel. 03-3291-0775

社団法人 日本書籍出版協会

〒162-0828東京都新宿区袋町6番地 Tel. 03-3268-1303

社団法人 日本新聞協会

〒100-8543東京都千代田区内幸町2-2-1 Tel. 03-3591-4402

社団法人 日本レコード協会

〒104-0061東京都中央区銀座7-16-3 Tel. 03-3541-4411

<例> 「日本文藝家協会」に許諾申請する場合の手続き

- ①「日本文藝家協会」ホームページ(<http://www.bungeika.or.jp/bungeika.htm>)により、該当していることを「委託作家」で確認する。
- ②著作権許諾申請方法に従い、許諾の申請をする。
- ③許諾に関わる金額を指定口座に振り込む。

※尚、歌詞に関わる著作権料は高額です。また、申請形態が複雑ですのでくれぐれもお気をつけください。